明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（文部科学三三）　一
〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三三五～三四〇）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三四一～三四三）　七
○密封された放射線同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める件（文部科学一六八）　六
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する件（同一六九）　六
○個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの全部を改正する件（厚生労働・経済産業二）　六
○経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件（経済産業三〇一）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十年度財務諸表（独立行政法人森林総合研究所・独立行政法人水産総合研究センター）、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　一七
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他　一六
会社決算公告　一七

省令

○文部科学省令第三十三号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月九日　文部科学大臣　川端　達夫

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法第三条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「使用」の下に「又は使用に係る変更」を加え、同条第二項を削る。

第六条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第五」に改める。

第六条の二第一項中「別記様式第七」を「別記様式第六」に改める。

第七条第一項中「別記様式第八」を「別記様式第七」に改める。

第九条第一項中「別記様式第九」を「別記様式第八」に改める。

第九条の三第一項後段中「この場合において」の下に「、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と」を加え、「第九条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十二条第五項本文中「係る」の下に「許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては」を、「所在地」の下に「、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所」を加える。

第十八条第五項中「、届出販売業者、届出賃貸業者」を削る。

第二十条第四項第七号本文中「記録」の下に「（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）」を加え、同号ただし書中「五年間」を「五年以上」に、「後において」を「場合において」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第二十一条第四項本文中「係る」の下に「許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては」を加え、「所在地」の下に「、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所（以下「所在地等」という。）」を加える。

第二十二条第二項第三号本文中「記録」の下に「（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）」を加え、同号ただし書中「五年間」を「五年以上」に、「後において」を「場合において」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第二十四条第一項中「運搬の方法」を「方法及び」に、「及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名」を「の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称」に改め、同項第一号ロ中「年月日」の下に「及びその相手方の氏名又は名称」を加え、同項第二号イ中「仕入れ若しくは販売又は取得」を「譲受け（回収及び賃借を含む。以下この号において同じ。）又は販売その他譲渡し（返還を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「仕入れ若しくは販売又は取得」を「譲受け又は販売その他譲渡し」に、「仕入先若しくは販売先又は取得先若しくは賃貸先」を「その相手方の氏名又は名称」に改め、同号ニ中「、保管を委託した者の氏名又は名称並びに保管の期間及び場所」を削り、同号に次のように加える。

ホ　放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称

ヘ　廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量

ト　放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称